（配慮書の公表）

第一条の二　法第三条の四第一項の規定により配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「配慮書等」という。）を公表する場所は、第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

一　第一種事業を実施しようとする者の事務所

二　関係都道府県の協力が得られた場合にあっては、関係都道府県の庁舎その他の関係都道府県の施設

三　関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

四　前三号に掲げるもののほか、第一種事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

2　法第三条の四第一項の規定による配慮書等の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　第一種事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二　関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。

三　関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

3　前二項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第一条の三　環境大臣は、法第三条の五の規定により意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

（第一種事業の廃止等の場合の公表）

第一条の四　法第三条の九第一項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　官報への掲載

二　関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。

三　関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。

四　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

2　法第三条の九第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　第一種事業の名称、種類及び規模

三　法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

四　法第三条の九第一項第三号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（方法書の記載事項）

第一条の五　法第五条第一項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三条の七第一項の規定により配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関又は一般の意見を求めた場合については、次に掲げるもの

イ　関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要

ロ　前号の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解

ハ　法第三条の二第一項の規定による事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

二　条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従って、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって、一又は二以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った書類を作成した場合については、次の各号に掲げる事項のうち、条例又は行政指導等において法第五条の方法書に相当する書類の記載事項として定められているもの

イ　当該書類の内容

ロ　当該書類についての関係する行政機関の意見

ハ　当該書類についての一般の意見がある場合には、その概要

ニ　前二号の意見についての事業者の見解

ホ　当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第二条中「方法書」の下に「及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」を加える。

第三条第五号及び第三条の二中「方法書」を「方法書等」に改める。

第三条の四第一項中「第一条の」を「第一条の六の」に改める。

第四条の二を次のように改める。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第四条の二　第一条の三の規定は、法第十一条第三項の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（準備書の記載事項）

第四条の三　第一条の五の規定は、法第十四条第一項第九号の環境省令で定める事項について準用する。

第五条中「第一条の」を「第一条の六の」に改める。

第六条中「「方法書」を「「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」に、「準備書」を「「準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）」に」に改める。

第七条第五号中「準備書」を「準備書等」に改める。

第七条の二中「「方法書」を「「方法書等」に、「「準備書」を「「準備書等」に改める。

第八条第一項中「「準備書説明会」と」の下に「、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と」を加え、同条第二項中「第三条の三規定は」を「第三条の三の規定は」に改める。

第九条中「第一条」を「第一条の六」に改め、同条第三項中「「方法書」を「「方法書説明会」に、「「準備書」を「「準備書説明会」に改める。

第十二条の二中「第四条の二の」を「第一条の三の」に改める。

第十三条及び第十六条から第十九条までの規定中「第一条」を「第一条の六」に改める。

第十四条第一項中「「方法書」の下に「及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」を、「評価書」の下に「、これを要約した書類及び法第二十四条の書面（以下「評価書等」という。）」を加え、同条第二項中「方法書」の下に「及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」を、「評価書」の下に「及びこれを要約した書類」を加える。

第十五条第五号中「評価書」を「評価書等」に改め、同条第二項中「港湾開発等」と」の下に「、同項第五号中「評価書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と」を加える。

第十五条の二中「「方法書」を「「方法書等」に、「「評価書」を「「評価書等」に改め、同条第二項中「「方法書」を「「方法書等」に、「「評価書」を「「評価書等」に改め、「評価書」の下に「及びこれを要約した書類」を加える。

第十九条の次に次の四条を加える。

（環境保全の効果が不確実な措置等）

第十九条の二　法第三十八条の二第一項の環境省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置

二　希少な動植物の保護のために必要な措置

三　前二号に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって、その効果が確実でないもの

（報告書の公表）

第十九条の三　第一条の二の規定は、法第三十八条の三第一項の規定による報告書の公表について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲と想定される地域内」とあるのは「関係地域内」と、同項第一号、第四号及び同条第二項第一号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第十九条の四　第一条の三の規定は、法第三十八条の四の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。

（都市計画決定権者が手続を行う場合の読替え）

第十九条の五　法第三十八条の六第一項及び第二項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合においては、第一条から第一条の四まで（第一条の四第二項第四号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適